

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（第2回）

議事要旨

日 時：令和7年5月27日（火）8：25 ～ 8：40

会 場：官邸2階 大ホール

出席者：林内閣官房長官、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣、小泉農林水産大臣、坂井内閣府特命担当大臣、伊東内閣府特命担当大臣、三原内閣府特命担当大臣、穂坂デジタル副大臣、富樫総務副大臣、高村法務副大臣、仁木厚生労働副大臣、大串経済産業副大臣、高橋国土交通副大臣、西野内閣府特命担当大臣政務官、友納内閣府大臣政務官、生稲外務大臣政務官、土田財務大臣政務官、赤松文部科学大臣政務官、金子防衛大臣政務官、橘内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、佐藤内閣官房副長官、阪田内閣官房副長官補、白石環境省環境再生・資源循環局長、桜町復興庁統括官

● 冒頭、浅尾環境大臣から以下の説明があった。

- ・福島第一原子力発電所の事故を受け、これまで除染等の環境再生に取り組んできたが、福島県内では、除染により大量の除去土壌が発生し、こうした土壌については中間貯蔵施設に搬入している。
- ・中間貯蔵施設に保管している除去土壌等については、2045年3月までに、福島県外で最終処分を完了するために、必要な措置を講ずることが、国の責務として法律で規定されており、また、地元との大切な約束。
- ・県外最終処分の実現に向けては、復興再生利用等による最終処分量の低減が重要。
- ・本年3月には、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、復興再生利用や埋立処分の基準を策定した。また、最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を提示し、さらに、2025年度以降の取組の進め方もとりまとめた。
- ・本年3月に取りまとめた2025年度以降の取組の進め方も踏まえ、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、基本方針案について説明する。
- ・今回の基本方針案では、県外最終処分の実現に向けた取組みとして、「復興再生利用の推進」「復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション」「県外最終処分に向けた取組の推進」の3本柱で整理している。
- ・まず、第一の柱である「復興再生利用の推進」について。国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組む、復興再生利用を推進していく。
- ・また、復興再生利用の理解醸成の状況等も踏まえつつ、復興再生利用の本格的な実施・展開を進めていく。
- ・前回の推進会議にて官房長官より指示があったが、引き続き、復興再生利用の様々な案件を創出するべく、各府省庁における取組を進めていただくようお願いしたい。
- ・次に、第二の柱である「復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケー

ション」について。これまで環境省において理解醸成の取組を進めてきたが、今後は、復興再生利用への理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって展開していく。

- ・また、復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施し、段階的に拡大していく。
- ・次に、第三の柱である「県外最終処分に向けた取組の推進」について。本年3月に取りまとめた「2025年度以降の進め方」に沿って、最終処分シナリオの精査に向けて、引き続き、減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を進める。
- ・また、中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、最終処分場の候補地の選定・調査に向けて、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進めていく。
- ・更に、本基本方針を着実に実行するため、本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめていく。
- ・現在、復興再生利用等に係る理解醸成の取組として、中間貯蔵施設等の現地視察会を実施するほか、新たな広報施設も開所し、情報発信や現地視察の受入体制を強化している。
- ・今後、政府一丸となって理解醸成の取組を進めていく上で、本日御出席の皆様を始めとする各府省庁の皆様には、是非現地に足を運んでいただき、視察を通じて、見て、聞いて、感じたことを、発信していただきたい。
- ・また、現在、復興再生利用の安全性や必要性等をわかりやすく説明したチラシやポスターを新たに作成している。なお、ポスターは、本日、縮小版を机上に配布するとともに、モニターに表示している。各府省庁においても、是非活用いただくようお願いしたい。
- ・県外最終処分の実現に向けて、本基本方針案に基づき、引き続き、政府一体となって、県外最終処分に向けて、全力で取り組む。

● 伊藤復興大臣から、以下の発言があった。

- ・福島県内で生じた除去土壌等を中間貯蔵開始後30年以内に県外最終処分するという国の責務を果たすことについて、福島県知事は、あと20年しかないという危機感をもって強く要請されている。
- ・先程、浅尾環境大臣から御説明があったとおり、基本方針案においては、政府が率先して復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の必要性・安全性に係る理解醸成の取組を各府省庁が一丸となって展開することとしている。
- ・復興庁としても、福島復興の司令塔として、各府省庁としっかりと連携し、全国民的な理解醸成・リスクコミュニケーションの取組を進めるなど、復興再生利用の案件創出に向けて、基本方針を着実に実行していく。

● 浅尾環境大臣から以下の発言があった。

- ・ただいまの御説明・御発言について、御意見・御質問等があれば御発言をお願いした

い。

(異議なし)

- ・ それでは、基本方針を決定したい。

● 最後に、林内閣官房長官から以下の発言があった。

- ・ 福島復興に向けて、中間貯蔵施設に保管されている除去土壌や指定廃棄物について、30年以内に福島県外での最終処分を実現するよう、政府一丸となって、着実に取組を前進させていくことが必要。
- ・ その県外最終処分に向けて鍵となる、除去土壌の復興再生利用を安全に実施するための基準が、昨年度末に策定されたところであり、復興再生利用等の取組を、いよいよ実行に移す段階。
- ・ 本日取りまとめた基本方針の下、復興再生利用の推進を始めとする県外最終処分に向けた取組について、政府一丸となって進めるとともに、この基本方針を着実に実行するため、今年夏頃にロードマップを取りまとめるようお願いしたい。
- ・ 特に、復興再生利用の推進に向けては、基本方針において、政府が率先して先行事例の創出等に取り組むこととしており、引き続き、浅尾環境大臣、伊藤復興大臣を中心に、各府省庁が一丸となって、取組を進めていただくようお願いする。また、石破総理の御発言も踏まえ、官邸での事例を創出していく。
- ・ さらに、復興再生利用の推進に当たっては、その必要性・安全性等に対する国民の幅広い理解醸成が重要。基本方針を踏まえ、今、モニターに映しているようなポスターや、チラシ、ウェブサイト、SNS等を通じた情報発信を、各府省庁において速やかに行うようお願いしたい。併せて、政府が一丸となって、様々な機会を捉え、復興再生利用の必要性・安全性等に係る、徹底した情報発信に取り組むようお願いする。
- ・ 本日取りまとめた基本方針の下、福島復興に向けた重要課題の一つである、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府を挙げて全力で取り組んでいく。

以上